

税金
トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEIKIN
TREND

相続が発生したときの
手続き(前編)

相続税申告の準備と財産把握



相続が発生すると、相続税の申告をはじめとして、多くの手続きを限られた期間の中で進める必要があります。相続税の申告期限は相続開始から10か月以内と定められており、その間に相続人の確認や遺言書の有無の確認、相続財産や債務の把握、財産評価、遺産分割協議といった作業を順序立てて行わなければなりません。

本コラムでは、相続税申告の流れを理解していただくことを目的に、相続が発生した直後から申告準備に至るまでの手続きを、2回に分けて解説します。第1回となる今回は、相続人の確認や遺言書の確認、相続財産・債務の把握といった「申告の土台づくり」にあたる部分を中心に取り上げます。

1 相続が発生したら

相続発生後の手続きは、想像以上に大変な作業です。多くの方にとって初めて経験するものであるため、慣れていないこと自体が手続きを困難にさせます。相続が発生した際の全体の流れを把握し、具体的な進め方を知っておくことが重要です。

① 相続人の確認

相続が発生して、まず最初に行う手続きが相続人の確認です。被相続人(亡くなられた方)の出生から逝去までの戸籍謄本等を取り寄せ、誰が法定相続人に該当するのかを確定させる必要があります。

戸籍謄本等は、従来は本籍地を管轄する市区町村に請求して取得するのが原則でしたが、令和6年3月以降は「戸籍の広域交付制度」が始まり、最寄りの市区町村でも取得できるようになりました。これにより、遠方の本籍地に個別に請求する手間が軽減され、相続手続を進めやすくなっています。ただし、この広域交付制度を利用できるのは、本人、配偶者、直系尊属および直系卑属に限られており、兄弟姉妹などは請求できません。また、コンピュータ化されていない一部の戸籍については対象外となるため、すべての戸籍が一度に揃うとは限らない点には注意が必要です。

② 遺言書の確認

相続人の確認が終わったら、次に遺言書の有無を確認します。遺言書の有無によって、遺産分割の進め方だけでなく、相続税申告の前提も大きく変わります。主な遺言書には、①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言の3つの種類があります。

① 自筆証書遺言

法務局の「遺言書保管制度」を利用している場合には、被相続人が指定した方に対して、遺言書が保管されている旨の通知が法務局から届きます。この制度を利用していれば、相続人が遺言書を探し回る必要がなく、家庭裁判所の検認も不要となります。

一方、遺言書保管制度を利用していない場合には、自宅や貸金庫など、遺言書が保管されていそうな場所を相続人が探す必要があります。自筆証書遺言を発見した場合には、内容の有効・無効にかかわらず、家庭裁判所での検認手続が必要となる点に注意が必要です。

② 公正証書遺言

平成元年以降に作成された公正証書遺言については、日本公証人連合会の「遺言検索システム」により、その有無や保管されている公証役場を確認することができます。検索は、相続人等の利害関係人が最寄りの公証役場で申出を行います。

公正証書遺言の存在が明らかになった場合には、原本が保管されている公証役場に対して、公正証書遺言の謄本の交付を請求することとなります。

③ 秘密証書遺言

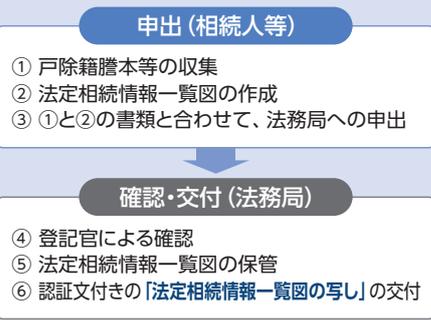
秘密証書遺言についても、公正証書遺言と同様に「遺言検索システム」を利用してその存在を確認することができます。ただし、秘密証書遺言は遺言が存在することのみを証明する制度であり、遺言の内容について公証人は関与していません。

秘密証書遺言は遺言書そのものを被相続人が保管しているため、存在が判明した場合には、相続人が自宅や貸金庫など、保管されていそうな場所を搜索する必要があります。また、家庭裁判所において検認を受ける必要があります。

法定相続情報証明制度を活用すると手続きがスムーズに

相続人の確認ができた段階で、あわせて検討したいのが、法務局の「法定相続情報証明制度」です。この制度は、戸籍謄本等を基に作成した法定相続情報一覧図を法務局に提出し、認証を受けることで、相続関係を証明する書類として利用できるものです。

「法定相続情報一覧図の写し」があれば、金融機関での解約手続や相続登記、相続税申告などにおいて、戸籍一式をその都度提出する必要がなくなり、手続きの負担を大きく軽減することができます。写しの交付は無料であり、相続人が複数いる場合や、不動産や金融資産が多いケースでは、早い段階で複数通の交付を受けておくと実務上便利です。



2 相続財産の把握

遺産分割や相続税申告を行うためには、相続財産と債務を正確に把握することが不可欠です。財産の把握に漏れがあると、相続人間のトラブルに繋がるだけでなく、相続税申告において申告漏れや課税漏れと判断され、税務調査の対象となったり、加算税や延滞税が課される可能性もあります。

① 所有不動産記録証明制度を使って不動産を確認する

被相続人が生前に所有していた不動産の把握は、これまで必ずしも容易ではありませんでした。名寄帳による確認では縁のない地域に所在する不動産を見落とす恐れがあり、固定資産税の納税通知書による確認でも共有名義の不動産や非課税不動産は把握できないなどの問題がありました。

こうした課題を踏まえ、令和8年2月から導入されたのが、「所有不動産記録証明制度」です。この制度を利用すると、所有不動産を一覧にした証明書を取得できます。請求できるのは、不動産の登記名義人本人、不動産名義人の相続人や法定代理人等で、最寄りの法務局の窓口またはオンラインで請求することが可能です。手数料は、窓口請求の場合が1通1,600円、オンライン請求の場合は郵送交付が1通1,500円、窓口交付が1通1,470円となっています。

なお、所有不動産記録証明書は、請求時に記載した氏名および住所を検索条件として作成されます。そのため、登記簿上の氏名や住所と一致していない不動産については抽出されない点に注意が必要です。

② 金融資産の把握と調査

金融資産は、預貯金通帳やキャッシュカード、郵便物、メール、アプリなどを手掛かりに取引金融機関を特定し、亡くなった日時点の残高証明書発行を依頼します。通帳の入出金履歴から、他の金融機関や証券口座の存在が判明することもあるため、通帳を紛失している場合には、原則として過去7年分の取引履歴を請求して確認します。

証券口座の有無が分からない場合には、証券保管振替機構(いわゆる「ほふり」)に対し、株式等に係る口座開設先の開示請求を行うことで確認することが可能です。

これらの調査には相当の時間を要することが多いため、法定相続情報一覧図の写しを取得した後、できるだけ早く着手することが重要です。

相続時口座照会制度の活用

相続時の金融資産調査において、今後活用が期待されるのが「相続時口座照会制度」です。この制度は、令和7年4月以降、被相続人がマイナンバーを付番していた金融口座について、相続人等が照会を行うことで、取引金融機関の情報を確認できる仕組みです。預金保険機構の委託先である金融機関であれば、取引の無い金融機関でも申込みが可能です。照会手数料は、1件につき5,060円となっています。



③ 債務の把握方法

相続税の計算においては、プラスの財産だけでなく、被相続人が負っていた債務も正確に把握する必要があります。預貯金通帳や返済計画表などの資料だけでは把握しきれない場合には、不動産登記簿謄本により抵当権の設定状況を確認したり、信用情報機関(CIC、JICC、KSCなど)へ開示請求を行う方法が一般的です。

債務が判明した場合には、3か月以内に相続放棄や限定承認を行うかどうかの判断が必要となります。この期限を過ぎると、債務をすべて引き継ぐこととなりますので、早期の調査と対応が重要です。

④ 相続財産から控除できる債務

相続税の計算にあたっては、遺産総額から債務や葬式費用などを差し引いて課税価格を算出します。葬式費用は債務ではありませんが、一定の範囲で遺産総額から控除することができます。該当する費用については、請求書や領収証を基に金額を確認しておくことが重要です。

葬式費用となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 火葬や埋葬、納骨をするためにかかった費用 ● 遺体や遺骨の回送にかかった費用 ● 葬式の前後に生じた費用で通常葬式に欠かせない費用 ● 葬式に当たりお寺などに対して読経料などのお礼をした費用 ● 死体の捜索または死体や遺骨の運搬にかかった費用
葬式費用とならないもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 香典返しのためにかかった費用 ● 墓石や墓地の買入れのためにかかった費用や墓地を借りるためにかかった費用 ● 初七日など法事のためにかかった費用

●次号(4月号)は、把握した財産をどのように評価し、遺産分割や相続登記、相続税申告へとつなげていくのかについて解説していく予定です。